

議案第 6 4 号

八幡浜市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立学校設置条例の一部を改正する条例

八幡浜市立学校設置条例（平成 1 7 年条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 2		別表第 2	
学校名	位置	学校名	位置
八幡浜市立八幡浜中学校	八幡浜市八代一丁目 2 番 1 号	八幡浜市立愛宕中学校 八幡浜市立八代中学校 八幡浜市立松柏中学校	八幡浜市愛宕 3 3 5 番地 1 八幡浜市八代一丁目 2 番 1 号 八幡浜市松柏甲 7 3 4 番地 1
八幡浜市立保内中学校	(略)	八幡浜市立保内中学校	(略)

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 7 年 4 月 1 日から、愛宕中学校、八代中学校及び松柏中学校を統合し、八幡浜中学校を新設するため。

